

令和2（2020）年度
施策等評価結果報告書
に対する市の考え方

国立市

令和3年5月

国政経収第114号
令和3年5月28日

国立市施策等評価委員会
委員長 御船 洋 様

国立市長 永見 理夫

令和2（2020）年度施策等評価結果に対する市の考え方について

令和3年4月22日に貴委員会より提出のありました「令和2（2020）年度施策等評価結果報告書」につきまして、このとおり市の考え方・対応としてまとめましたので報告します。

1. 施策及び事務事業評価結果に対する市の考え方

基本施策2	男女共同参画社会の実現と 女性への総合的な支援	政策経営部 市長室
第2次基本計画	女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現	
事務事業1	くにたち男女平等参画ステーション事業	
事務事業2	女性等緊急一時保護事業	
事務事業3	女性パーソナルサポート事業	

ア. 施策「男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援」について

①本施策において、国立市は全国的に見ても先駆的な取組を多く推進しており、大いに評価できる。第2次基本計画策定に伴い、各展開方向の成果指標を大きく見直したことについても、施策の進捗を受けた弾力的な対応として評価する。

性の多様性の社会的認知度が高まるにつれ、施策の内容もはるかに多様化することが予想される。今後もパイオニアとして、市民の多様性を尊重し支援するための新たな方向性を切り開いていくことを期待する。

一方で、施策の特性及び課題の普遍性を考慮し、周辺自治体との連携を一層図られたい。

【市の考え方】

これまで国立市の男女共同参画の施策を方向づけるものは「男女平等・男女共同参画推進計画」のみでしたが、平成30年4月に「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定したことで、施策の体系が整いました。国立市は、女性と男性だけの二元論ではなく多様な性も含めて尊重しあい、ジェンダー平等の実現を目指していくこととしています。

当市では令和3年4月より新たに「パートナーシップ制度」を開始しましたが、同様の制度を実施している自治体間の転入出の際にあらためて届出を行うといった負担を負わないためには、他の自治体との連携による相互乗り入れの仕組みが求められます。また、DV被害者等の避難や自立においても、広域連携による支援が必要です。これまでも近隣自治体との連携事業や職員同士の交流などを実施してきましたが、今後より一層の自治体間連携を意識し、率先して働きかけを行っていきたいと考えております。

②男女平等意識を醸成し課題認識を促進するためには、効果的な情報発信が肝要である。ジェンダー平等に係る教育のあり方、市ホームページのアクセシビリティの向上、旧国立駅舎等の公共施設の活用、高校及び大学等への広報等、情報発信における様々な方策について幅広く検討されたい。

【市の考え方】

情報発信の手法や効果につきましては全庁的な課題の1つであると認識しています。情報の分かりやすさやターゲットへの的確な情報発信など、発信媒体の工夫も含め、戦略的な取組が求められています。

男女平等施策は、ワーク・ライフ・バランスやDV対策、LGBTQ・SOGIなど、非常に広範な分野であることから、市長室だけでなく男女平等施策の情報発信拠点として位置付けている男女平等参画ステーションを活用した情報発信を行っています。特に最近では若年層に向け、動画やSNS等を活用し理解促進を図っています。

また、これまでも6月の「男女共同参画週間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」、3月の「国際女性デー」など男女平等施策を広く周知するタイミングを活かし、旧国立駅舎でのパネル展示や一橋大学の寄付講座に国立市のダイバーシティの講義枠をいただくなど、市内の公共施設や各種団体との連携事業を実施し、SNSや動画などを含め市民や関係者への情報発信を行ってまいりました。さらに今後、より多くの方の関心を高めるためご提言いただいたような様々な方策を検討し、効果的な情報発信に取り組んでまいります。

③性自認が女性の方々への支援に偏ることなく、性自認が男性あるいはそれ以外の方々にも配慮した事業運営を行っていただきたい。

【市の考え方】

多様な性への取組につきましては、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」において示しているとおり、性別、性的指向、性自認に関わらず、1人ひとりの性の捉え方や性のあり方を尊重することを前提としています。性のあり方は多様でありグラデーションになっています。LGBTQ以外にも様々なセクシュアリティが存在することから、多角的に捉える

必要があります。

男女平等施策は広範な分野ですが、女性の様々な場面での格差解消、エンパワーメントの推進を目指すことが取り組むべき柱の1つです。一方で男性や多様な性に対する取組も必要であることから、限られた人的資源や予算などを効果的に活用し、性自認が男性あるいはそれ以外の方々への取組も念頭に置いて施策を進めてまいります。

④市役所における女性管理職割合の目標を掲げ、達成に向けて取り組まれない。あわせて、女性の健康状態や体調等に配慮したきめ細かい対応ルールを作成して全職員で共有する等、庁内における女性の働き方改革を推進されたい。

【市の考え方】

令和3年3月に第3期特定事業主行動計画を策定し、同計画において、管理職における女性の割合を計画期間内の令和7年度までに20%とすることを目標値として設定いたしました。また、同計画には妊娠中の職員に対する配慮指針の策定等を盛り込んでおり、今後は計画の着実な実行と共に、誰もが働きやすい職場づくりを進めてまいります。

<個別意見>

⑤防災分野における男女共同参画の推進においては、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めると同時に、女性等の視点からの有用な提言については速やかに対策に取り組む必要がある。

【市の考え方】

減災対策推進庁内検討会において、女性メンバーを指名し、市の地域特性に応じた減災対策の検討を進めるなど、女性の比率を増やす取組を実施しております。また、国立市防災会議の委員の委嘱に関しては、現在各組織より組織の所（署）長等を推薦していただいておりますが、推薦の手法等を含め、女性の意見や視点が防災分野に反映できるよう引き続き取り組んでまいります。

イ. 事務事業「くにたち男女平等参画ステーション事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①相談件数や講座・イベント等の参加人数は増加しており、参加者からも高い評価を得ている点は評価する。当面の課題であるくにたち男女平等参画ステーションの認知度向上については、大学への寄附講座の活用等による若年層への周知、国立駅改札付近への案内看板設置等の工夫を検討されたい。

【市の考え方】

くにたち男女平等参画ステーションの利用者数は年々増加しており、認知度もある程度向上していると考えていますが、利用の有無に関わらず、まずはより多くの人に知ってもらうことが重要だと考えています。

今後、市民が目にする機会を増やすために、市報やSNSを用いた情報発信、高校や大学のサークル及び団体との連携による若年層へのアプローチ、旧国立駅舎等での啓発イベント、ステーションへのアクセス表示の工夫などを含め、より多くの方に認知し、利用していただけるよう、各種媒体を有効的に活用し積極的な周知啓発に努めてまいります。

②SNSを活用する等、相談者の立場に立った対応は評価する。一方、相談者における男性の割合が低いため、悩みを抱えている男性へも手を差し伸べる意識をもって事業を運営されたい。

【市の考え方】

固定的性別役割意識等により男性であることによって抱える生きづらさがあることは市としても認識している一方、男性は女性に比べて個別の相談につながりにくいという現状があります。これは他自治体の男女センターにおいても同様の状況であると聞いています。しかしながら、イベントや講座には少ない割合ですが男性の参加者もいます。男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男性や多様な性の方が知ることによって自身の生き方や暮らしにも関わる内容です。個別の相談窓口の周知だけでなく、情報誌やSNSなどの媒体を活用し、男性に向けてのメッセージを発信し、まずは興味や関心を持ってもらうよう具体的に取り組んでまいります。

③施設の立地上、国分寺市民の利用も想定されるため、将来的に同市との共同

運営等も検討する余地がある。

【市の考え方】

現在、国分寺市では男女平等推進センターを国立駅から徒歩5分の公共施設に設置しております。日頃から情報交換や互いの事業等を紹介するなどの交流は行っておりますが、共同運営につきましては現状では協議事項とはなっておりません。今後、両センターの連携事業としてイベント等の啓発事業の共同実施は可能性があるものと考えますので、同市とも意見交換をしていきたいと考えます。

ウ. 事務事業「女性等緊急一時保護事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①被害者の自立支援を考えるうえでは、保健・医療、警察、司法等の安全面はもちろん、教育、福祉、就労、住宅等生活面での支援も必要である。また、事業の性質上、市域内での対応には限界がある。他自治体及び民間団体等との広域的な連携を引き続き推進されたい。

【市の考え方】

DV被害者等の安心・安全を確保するためには、様々な分野の関係機関との連携が欠かせません。引き続き市内外の新たな社会資源を開拓し、関係機関との連携強化を図ってまいります。

また、一般的に一時保護後は市外に転居するケースが多く、新たな居所での自立支援は転居先の他自治体や民間支援団体に引き継ぐこととなります。同様に当市が他市から支援を引き受けるケースもあります。様々な困難を抱える女性の課題は広域的な支援が必要であることから、他自治体や民間女性支援団体等との連携した支援に今後も取り組んでまいります。

②生活保護・生活困窮自立支援とならび、緊急的な対応を要する重要な事業であるが、中長期的な視点から被害者の生活面も含めた包括的な自立支援を行うため、市、東京都、女性支援を担うNPO法人等の間での知識や情報の共有を含めた女性パーソナルサポート事業との協同や連携等、本事業のあり方を検討されたい。

【市の考え方】

DV被害者支援は、その特性上、広域的な支援が必要であり、一時保護という緊急的な対応から地域における自立支援までを単独の自治体で完結させることは難しいと考えます。また、自治体の支援には限界もあり、専門性や知見のある民間支援団体等との連携が重要となります。

当市において制度の狭間におかれた女性への支援策として先駆的に取り組んでいる「女性パーソナルサポート事業」と連携して事業実施していくとともに、公的シェルターを運営する東京都や女性パーソナルサポート事業を担うNPO法人等と情報共有を図り、DV被害者の包括的な支援を推進してまいります。

③緊急を要する相談件数と一時保護件数との乖離、「DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった（できなかった）市民の割合」が50.7%であったこと等の各指標が、泣き寝入りをしているDV被害者や潜在的なDV被害者が大勢いることを示唆している。現状として本事業の利用者数は少ないものの、今後DV等の被害相談は増えていくことが予想されるため、当事業は引き続き継続すべきである。

【市の考え方】

コロナ禍におけるDV被害の増加を背景に、これまで潜在化しており相談等につながらなかったケースが行政や民間の相談窓口につながるようになってきています。しかし、依然として「DVは他人に話すものではない」と躊躇してしまう、暴力被害があっても被害者自身がDVを受けていると自覚できない等、相談に至らないケースも見受けられます。

支援や保護を必要とする状態にあるDV被害者が、適切に相談につながるができるように、引き続き男女平等参画ステーション等を活用し、DV対策の普及啓発や相談窓口の周知を図ってまいります。

また、相談につながったものの、一時保護を決断するまでには長い時間を要することもあり、相談者の気持ちや意思に寄り添った支援を心掛けてまいります。

エ. 事務事業「女性パーソナルサポート事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①本事業に対するニーズの増加が予想されるため、担い手である民間支援団体と引き続き連携するとともに、人材育成及び財政支援の方策を検討されたい。

【市の考え方】

緊急一時保護等のセーフティネットが利用できない女性や制度の狭間におかれた女性への支援策である同事業は、地域の民間女性支援団体との連携により効果的な支援ができます。コロナ禍で女性が抱える課題や支援のニーズが変化しており、支援者の知識やスキルの向上のため研修会や事例検討などを共同で実施しています。また、状況に合わせた制度の柔軟な運用も必要であり、新たな制度構築の際には必要な予算の確保や国等の補助金の活用なども含め検討してまいります。

②特別な困難を抱える人達の声を受け止め、全国でも先駆的な取組として実施していることについて、高く評価する。また、戸籍上の女性に限らず、性自認が女性である方も対象としている点についても評価すべきである。

一方で、加害者からの避難という事業の性質上本来は広域的に取り組まれるべきものであり、東京都や他自治体との広域連携の実現に向け積極的に働きかけられたい。

【市の考え方】

同事業は令和元年に開始後、メディアで取り上げられ、国や他自治体などからも視察や問い合わせをいただくなど、「国立モデル」として評価をいただきました。一方でご指摘のとおり、DV等の困難な課題を抱える女性の緊急的支援及び中長期的な自立支援は広域的に取り組む必要があり、単独の自治体での支援は限界があり、女性の自立を阻むこととなります。

これまでも国等に事業実施や財政支援の要望を出してきましたが、具体的な事業化や支援には至っていません。引き続き同事業の事例なども含め、コロナ禍の女性の現状と支援の課題を国等に共有し、事業実施等を要望してまいります。

基本施策6	文化・芸術活動の推進と 歴史・文化遺産の適切な保護	教育委員会 生涯学習課
第2次基本計画	文化・芸術活動の推進と 歴史・文化遺産の適切な保護	
事務事業1	文化芸術振興事業	
事務事業2	文化財保護・活用事業	

ア. 施策「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」について

①歴史・文化遺産の保護においては、現状把握や保護対策が遅れがちになる無形文化財（伝統文化・伝統芸能）の保護及びその担い手の育成にも注力を求める。

【市の考え方】

現在、国立市では市指定無形文化財として「谷保天満宮獅子舞」があります。本獅子舞は村上天皇の時代の天暦年間(947年から957年)に都^{みやこ}から伝えられたとされ、毎年秋の例大祭において獅子舞の演舞が披露されています。市は、谷保天満宮獅子舞保存会に対して補助金を交付することで保存活動に対する支援を行っており、今後も貴重な無形文化財が保護されるよう努めてまいります。

②コロナ禍以前に策定された「国立市文化芸術推進基本計画」は優れた内容ではあるが、ICT等を活用した各種イベントの新たな開催方法の模索、文化芸術の担い手に対する経済的支援等、コロナ後の社会に向けて一定の修正が必要である。また、市民が主体的に文化芸術活動に取り組むために、計画の内容について、多様な方法での市民周知を図られたい。

【市の考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響の推移は見通しを立てることが現時点では困難であるため、計画の修正ではなく個別対応をしていきたいと考えております。ICTの活用、文化芸術の担い手の支援等については、くにたち文化・スポーツ振興財団とも具体的に協議を行いながら検討してまいります。

また、計画の市民周知については、市のホームページを活用するとともに、市職員が行う市民向けの出前講座において「国立市文化芸術推進基本計画に

ついて」というメニューも用意しており、これも活用してまいります。

③情報発信における旧国立駅舎の活用ならびに市内画廊、ギャラリー及びくにたち文化・スポーツ振興財団等との連携等を推進し、地域や市民が主体的に文化芸術活動に取り組むための仕組みの構築に取り組むべきである。

【市の考え方】

現在、くにたち文化・スポーツ振興財団及び都の外郭団体であるアーツカウンシル東京等の関係団体と連携し「アートプロジェクト事業」に取り組むこととしており、その中で地域や市民が主体的に文化芸術活動に参画できる仕組みを構築してまいります。

④くにたちアートビエンナーレについて、市民の芸術に対する意識を醸成するきっかけになった点は評価する。彫刻展示については、説明板に二次元コードを表示して市内画廊やギャラリーへの誘導につなげる等、市全体での盛り上がりにつなげる工夫の余地が認められるため、今後の取組においてはこの点を反映されたい。

【市の考え方】

野外彫刻展示については、ご提案の趣旨を実現できるよう設置主体であるくにたち文化・スポーツ振興財団と協議してまいります。

また、今後の文化芸術に係る取組においても、市全体での盛り上がりを創出する工夫を施しながら進めてまいります。

⑤くにたち市民芸術小ホールについては、文化芸術に関するイベントの開催といった従来の役割に加えて、市民と市内の画廊やギャラリー等を結びつけたり、情報発信の中心となったりする機能が今まで以上に求められる。

【市の考え方】

平成4年に、市内20件の画廊、市民芸術小ホール、郷土文化館、たましん歴史・美術館が連携し「くにたちギャラリーネットワーク」が形成されました。過去、同ネットワークでは、美術講座の開催、市内ギャラリー、コミュニティスペース、グルメ情報などの紹介をする「アート散策くにたち」の発行を行っています。また、「くにたちギャラリーネットワーク」のホームページ

では個展の開催情報などが提供されており、市民芸術小ホールホームページにリンクを貼る等、更なる情報発信に連携して取り組んでまいります。

また、前述のアートプロジェクト事業において、文化芸術に係る効果的な情報発信のあり方の検討、各種関係団体の連携体制の構築等にも取り組んでまいります。

<個別意見>

⑥担当課の社会教育・文化財担当の所掌は、生涯学習、文化芸術、文化財保護等多岐にわたっている。本施策及び事業の円滑な推進のため、担当課の体制強化並びに全庁的な共通理解の醸成及び庁内横断的な推進体制の構築を図られたい。

【市の考え方】

「国立市文化芸術条例」では文化芸術を総合政策として捉え、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携」を図るよう規定しており、庁内各部署との連携が不可欠です。現在、アートプロジェクト事業の一環として、市の職員を対象とした芸術に関するセミナー等を実施しており、今後も文化芸術施策の推進に向けて庁内連携を進めてまいります。

また、市では令和4年4月実施を目指して組織改正の検討を開始しました。担当課の体制については、この実施過程の中で必要に応じ検討してまいります。

イ. 事務事業「文化芸術振興事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①文化芸術講演会の参加者数を向上させるため、くにたちギャラリーネットワークと連携する等、さらなる周知方法の改善を図られたい。一方で、より市民の関心を喚起するテーマの講演を企画することもまた必要である。

【市の考え方】

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により「文化芸術講演会」の開催は行っておりませんが、再開にあたっては、周知方法を改善し、より多くの

方が参加できるようにしてまいります。

また、講演のテーマにつきましては、くにたち文化・スポーツ振興財団と連携し、市民ニーズを把握する中で、市民の関心を喚起できる講演等の企画を検討してまいります。

②本事業は大きくコロナ禍の影響を受けているものと思われる。当面は事業の拡充を図る前に、感染防止対策を講じたうえで各種イベントの開催を模索する等、当初の計画で想定していた内容から多少形を変えてでも、事業を実施できる状態に戻すことが肝要である。

その際は、コロナ禍の影響を受けているアーティストたちの活動機会の増進と生活維持について配慮することも重要と思われる。

【市の考え方】

令和2年春以降のコロナ禍の影響により、各種イベント等は中止や延期、定員の制限等を余儀なくされました。また、イベントの内容についても、これまで行ってきたホールでの公演や練習ではなく、オンラインやリモートなどの方法を活用した形での実施が増えてきています。市としましても、アーティストの活動の場所を確保できるよう引き続き努めるとともに、アーティストたちの活動機会を増やすべく、アーティストの情報をデータベース化して公開する「アーティストバンク」の新設を進めてまいります。

<個別意見>

③庁内各課が取得した市民の文化芸術活動に関する取組を、生涯学習課に集約し、「文化芸術推進基本計画」の着実な推進を図られたい。あわせて、市のホームページ等から積極的に発信する仕組みを検討されたい。

【市の考え方】

「国立市文化芸術推進基本計画」では、具体的な施策として「市内で行われる文化や芸術活動の積極的な収集、発信、広報」を行うこととしています。今後、庁内連携を進める中で市内の文化芸術活動の情報共有を図ってまいります。

また、市民が効率的に情報を入手しやすくなるよう、人の往来が多い旧国立駅舎内への情報ブースの設置や、SNSの活用、文化や芸術に特化し

た情報を発信するホームページの開設についても検討してまいります。

ウ. 事務事業「文化財保護・活用事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①旧本田家住宅の復元事業について、文化財としての保護活用の社会的意義は認められるものの、復元後の維持管理も含めれば長期にわたる予算措置を要することから、コロナ禍の厳しい財政事情を考慮しながら事業を進められたい。

【市の考え方】

旧本田家住宅は東京都指定有形文化財であるため、復元事業は東京都からの補助金を受けながら進めていく予定です。また、令和3年4月よりくにたち未来寄附（いわゆる「ふるさと納税」）の選べる使い道に「旧本田家住宅の解体復元工事及び活用のために」を加え、寄附をいただきながら事業を進めることとしました。旧本田家住宅の魅力の積極的な発信とあわせて寄付を募り、財政負担の低減を図ってまいります。

②旧国立駅舎において、様々なテーマでの展示により来場者に文化や歴史を知るきっかけを与えた点は評価する。文化財の保存活用においては、文化財に触れながら散歩ができるマップを作成する、旧本田家住宅の解体及び復元過程の見学イベントを企画する、学校教育等も含めた幅広い広報活動を展開する等、文化財に対する市民の理解と関心を高める方策を検討されたい。

【市の考え方】

令和3年度に発行する「くにたち生活便利帳」に、文化財に触れながら散歩ができるマップを掲載する予定です。また、旧本田家住宅については、復元工事中に見学イベントを実施する予定です。学校教育等に関しては、令和2年度に国立第七小学校の生徒50名が授業で旧本田家住宅を見学し、文化財への理解を深めました。復元後は他の学校の生徒にも見学の機会を提供できるよう、各校と協議していきます。

今後、文化財に興味のある方だけでなく、あまり興味のない方の理解と関心も高めることを一層意識して事業を展開してまいります。

③建築物の補修作業等を市民の雇用創出の場とする、国立市観光まちづくり協会等の市内団体と連携して市内文化財の一体的な活用により回遊性を創出する方策を検討する等、まちの活性化に資する文化財の活用を図られたい。

【市の考え方】

旧本田家住宅の活用方法の検討に当たっては、観光まちづくり協会他、各種団体にヒアリングを行うこととしています。その結果等も踏まえ、まちの活性化に文化財が活用できるよう各種団体と連携しながら様々な方策を検討してまいります。

④事務事業マネジメントシートの対象指標「市内所在の文化財件数」の数値設定を推定 10,000 件としている点については、適切な事業評価を行うために見直すべきである。

【市の考え方】

事務事業マネジメントシートの対象指標としていた「市内所在の文化財件数」については、より適切な指標へと変更してまいります。

エ. その他

<個別意見>

①市は、条例に基づきくにたち文化・スポーツ振興財団に対し、必要な指導及び助言を行うことにより、その活動内容及び会計のさらなる透明化を図るべきである。

【市の考え方】

くにたち文化・スポーツ振興財団の活動内容及び経営状況については、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、毎年度市議会に報告するとともに財団のホームページで公表しているところです。

「公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団に対する助成に関する条例」では、市長は財団に対し必要な指導及び助言を行うことができると規定されています。また、副市長、市の担当部長が財団の理事長や理事を

務めており、財団の運営において市の施策を反映できる体制となっております。市といたしましても、財団の活動内容や会計が市民にも一層わかりやすく、かつ透明性の高いものとなるよう努めてまいります。

基本施策 18	環境の保全	生活環境部 環境政策課
第 2 次基本計画	環境の保全	
事務事業 1	地球温暖化対策事業	
事務事業 2	公害対策管理・調査・測定事業	

ア. 施策「環境の保全」について

①第 2 次基本計画策定に伴い成果指標を状況変化に応じて追加する等、施策評価に対する姿勢は評価する。環境問題というものは行政施策の効果が必ずしも即時的に現れるものではないため、明確な進捗評価は困難を伴うが、展開方向 1 の成果指標「環境に配慮した取組を行っている市民の割合」の実績値が安定的に推移しない要因等について分析し、成果向上に向けた検討を求める。

【市の考え方】

国立市市民意識調査（環境に配慮した取組を行っている市民の割合）の実績値は、82.0%（平成 27 年度）→77.9%（同 28 年度）→81.7%（同 29 年度）→67.0%（同 30 年度）→83.1%（令和元年度）となっており、平成 28 年度と平成 30 年度に落ち込んでいます。環境配慮に向けた取組については、毎年度、市報、市ホームページ、各種イベントなどにより、継続的に情報発信・啓発を行っており、平成 28 年度と平成 30 年度だけ、これらの取組を廃止・縮小したということはありません。市からの働きかけ以外の部分で市民の意識に影響を与えるニュース等があったのかもしれませんが、回答者への聞き取り等ができないため、これ以上の分析は難しいのが現状です。

市民意識調査は対象者を絞った無作為抽出の調査であるため、毎年度ある程度のバラツキが出るのは仕方ないと考えますが、全体傾向としては横ばいにとどまっておりますので、更なる成果向上のために、より多くの市民の方々が環境へ目を向けていただけるような情報発信方法を検討していきたいと考えております。

②地球温暖化対策及び公害発生防止を含む環境保全施策を推進するためには市民の意識啓発が不可欠であり、特に将来の世代に環境に配慮した衛生的で良好な生活環境を継承していくために、学校における環境教育も重視して取り組むべきである。

【市の考え方】

環境保全施策を推進するためには、環境についての知識や認識を深め、実際の行動に結びつけていく必要があります。特に子ども達に対する環境教育・環境学習は重要だと考えており、城山公園周辺におけるホタル放流と翌年の観察会を地元小学校と連携して実施しているほか、多摩川漁業協同組合国立支部や水の懇談会の協力を得て、小学生親子参加による多摩川での投網体験などを実施しております。また、学校教育においては総合的な学習の時間等で環境保全に関するテーマを扱う学校もあり、最近ではSDGsの視点を取り入れた授業を行う場面も見られるようになってきています。

今後は市の環境改善に取り組んでいただいている環境ネットワークの参加団体等の協力を得ながら、市内小中学校生徒に対する環境問題への啓発活動などにも取り組んでいきたいと考えております。

- ③本施策は市域内で完結するものではないため、市民、事業者及び他自治体等と連携し、効果的に事業を推進されたい。

【市の考え方】

今後も国・東京都・近隣自治体との連携を図っていきます。また、市民、事業者が環境保全に自主的に取り組むためには、環境にかかわる豊富な情報を共有する必要があるため、市報や市ホームページなどを利用し、環境に関する情報を提供していきます。

<個別意見>

- ④自動車に起因する環境問題の解決に福祉有償運送の活用を検討する等、経済成長やコロナ禍を背景に顕在化してきた事業者の果たすべき役割とそれを踏まえた施策の推進についても検討すべきである。

【市の考え方】

2030年までに都内で販売される新車すべてをハイブリッド車や電気自動車などの電動車に切り替える方針を東京都が示すなど、自動車を取り巻く状況も変化してきています。また、新型コロナウイルスをきっかけとした社会情勢の変化から「新しい生活様式」が推奨され、在宅ワークやオンライン会議の普及などの社会活動が変化してきています。環境保全の観点から、こ

うした情勢変化をとらえて、施策の推進につなげていきたいと考えております。

イ. 事務事業「地球温暖化対策事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①街路灯のLED化、住宅・家電の省エネ化に対する各種補助金制度等、各事業の進捗については評価する。国が2050年までに温室効果ガス実質ゼロという目標を定めたことを受け社会全体の意識も高まると予想されるため、本庁舎及び学校における使用電力の再生可能エネルギーへの転換、北秋田市との連携によるカーボンオフセット事業等、市のさらなる取組に期待する。

【市の考え方】

菅総理大臣は、政府の地球温暖化対策推進本部の会合で、2050年カーボンニュートラルに向けた2030年度の温室効果ガス排出量の新たな削減目標を2013年度比46%減とすることを表明しました。今後、国から示される具体的な計画等を参考にしながら、「国立市域地球温暖化対策アクションプラン」、「第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画」の目標値や具体的な取組の見直しを行っていく予定です。

市では、令和2年11月から本庁舎で使用する電力を、100%再生可能エネルギーに切り替えました。また、令和3年度はこの取組に市立中学校3校を加えるほか、友好交流都市である北秋田市と連携したカーボンオフセット事業を行ってまいります。市が率先して地球温暖化対策の取組を進め、広報することにより、環境保全に関する市民の意識を向上させていきたいと考えております。

②地球温暖化対策を推進するためには市民の意識醸成を推進する必要がある。対策を講じなかった場合の将来予測を周知する、家庭でできる省エネの取組を紹介する際に重点項目にしぼって広報する、事業主として市役所が行った取組の結果を市民及び事業者へ周知する等、さまざまな方策を検討されたい。

【市の考え方】

市報令和3年5月20日号の地球温暖化対策の推進を呼びかける記事で

は、家庭における取組の例として、エアコンの冷房設定温度を上げるという取組にしぼって紹介いたしました。あまり環境問題に関心がない方にも興味を持ってもらえるよう、ご提言いただいた将来予測の提示や市役所における取組の周知等も含め、今後も様々な方策を検討したいと思います。

③各種補助金交付事業について、申請件数がすぐに定員に達する現状では公平性に課題がある。一方、大幅に拡充することは予算の制約上困難を伴う。申請の手間、受付対応の負担、国・都の補助制度の活用等、費用対効果を十分に検証し、今後のあり方を検討すべきである。

【市の考え方】

各種補助金交付事業のなかでも、LED照明などの買換えに対して補助を実施する省エネ家電買換え促進補助金は、生活に身近な製品の買換えで補助が受けられるということから多くのご申請をいただいているところです。同事業は、東京都と連携して広域的環境課題への対応を目的に開始した事業で、当初3カ年は東京都から50%の補助を受けているもので、令和3年度が事業開始から3年目となります。同補助制度をより多くの市民の方にご活用いただくことで、温室効果ガスの削減にも資する内容となるよう、1件当たりの補助金額などを再検討し、費用対効果も含めて補助事業制度を再設計したいと考えております。

また、他の2つの補助金についてもその成果を検証し、より効果的な事業となるよう適宜検討を行ってまいります。

<個別意見>

④省エネ家電買換え促進補助金制度について、申請の手間が少なく市民の意識醸成に効果的であるため、補助金の総額は変えずとも補助単価を下げ、事業内での予算の組替により本補助金の総額を増やす等、より広く市民が活用できる制度となるよう検討されたい。

【市の考え方】

前段の項目で回答した内容と重複するところになりますが、省エネ家電製品への買換えを促進し、市民の環境意識を醸成していくにあたって1件当たりの補助金額などを再検討し、費用対効果も含めて補助事業制

度を再設計したいと考えております。

⑤省エネ化に対する補助金制度について、申請を促進するため、市内の土業を活用する等申請負担を軽減する方策を検討されたい。

【市の考え方】

住宅省エネルギー化補助金については多くの書類を提出いただくものとなっていますので、申請書類の記入等についてのご質問、ご相談に対しては丁寧な対応を取ってまいります。適正な補助金執行のためには必要な書類ではありますが、簡素化できる部分がないかも検討いたします。また、各補助制度とも、代行での申請も可能となっております。

ウ. 事務事業「公害対策管理・調査・測定事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善、効率性改善

①着実に事業を推進するため、環境調査結果に基づく市内環境の推移を市民にわかりやすく周知する、公害発生抑制の視点を学校での学習活動に取り入れる等の取組を検討されたい。

【市の考え方】

環境調査結果については、毎年度「国立の環境」という冊子にまとめ、市ホームページ等でも閲覧できるようにしています。学校教育においては前述のとおり総合的な学習の時間等で環境意識の醸成につながるような授業を行っており、今後も取り組んでまいります。

また、日常生活の騒音などは、誰もが加害者になり得るものなので、子どもに限らず、多くの人に公害発生抑制の視点を持っていただけるような取組を検討します。

②苦情受付件数が年々増大している現状において、対応に当たる職員に過度な負担が生じないように、対応時間及び訪問回数等について他の業務と比較して妥当性を検証する、外部委託を含め地域や民間の力の活用を図る等、何らかの方策を検討すべきである。

【市の考え方】

苦情の多い内容については市ホームページで掲載するなど、市に相談する前に解決の道筋をつけられるような情報発信を強化していきます。また、市民に寄り添った対応は当然に継続していくところですが、他業務と比較しての妥当性、公平性などに鑑み、これまでの苦情対応を検証して専門家や外部機関との連携対応なども検討していきたいと考えます。

③市民の声を汲み上げ生活環境の改善を図る重要な事業であり、引き続き迅速な状況把握と改善に努められたい。

【市の考え方】

上記の通り、個別案件ごとの対応時間や訪問回数などについては妥当性、公平性などの検証は必要と考えますが、困っている市民の方からのご相談については、迅速な対応と、状況改善に向けて相談者に寄り添った対応を心がけていきたいと考えております。

2. 今期委員会の反省点への対応について

今期の委員会運営に關していただいたご意見等については、以下のとおり対応してまいります。

(1) 事前質問等について

本委員会では、各委員から評価対象施策・関連事務事業に關する事前質問を受け付け、委員会審議の前に施策統括課及び関係課から回答をいただき、それらを全委員に配布して事前に共有を図っておくというやり方を取っている。その目的は、あらかじめ基礎的データや制度の詳細、実務的知識等を委員が把握しておき、ヒアリングの場では、評価対象施策・事務事業の課題解決や将来展望といった本質的な議論により多くの時間を割きたいためである。

このやり方も国立市事務事業評価委員会のやり方に倣ったものであるが、多くの質問に短期間で回答してくださった施策統括課及び関係課の方々に敬意を表したい。ただし、質問への回答が一部抜けていたり、質問と回答の内容がずれていたりするケースも散見された。また、「施策マネジメントシート」や「事務事業マネジメントシート」上のデータの記入漏れや誤記入が事前質問で指摘され、ヒアリングの直前にデータの訂正や資料の差替えが行われる、という事態が生じたのは大変残念であった。

以上の点を踏まえ、次年度の評価対象施策・事務事業の施策統括課及び関係課には①「施策マネジメントシート」及び「事務事業マネジメントシート」の全項目へ漏れなく記載していただくこと、②記載内容（特に数値）について正確を期していただくこと、を強く要望したい。

【市の考え方】

マネジメントシートの記入漏れ及び記入誤りについては事務事業評価委員会においても度々ご指摘をいただいているところであり、事前質問へのご回答とあわせて、担当課及び事務局において事前に十分確認するよう引き続き努めてまいります。

(2) 「施策マネジメントシート」について

「施策マネジメントシート」(以下「施策シート」という)は、委員が当該施策を評価するときに参照する重要な資料であるが、今年度(令和2年度)の施策シートには以下のような問題点があった。

1) 施策シートと基本計画の関係

今年度の施策シートには「国立市第5期基本構想第1次基本計画」(計画期間:平成28(2016)年度~令和5(2023)年度)(以下「第1次基本計画」という)に基づいた平成27(2015)年度~令和元(2019)年度の指標やデータが記載されている。今年度は「国立市第5期基本構想第2次基本計画」(計画期間:令和2(2020)年度~令和9(2027)年度)(以下「第2次基本計画」という)の開始年度なので施策の実績はまだ出ておらず、成果の評価はできない。したがって、第1次基本計画の実績値を評価対象にするのは当然である。

ところで、第1次基本計画と第2次基本計画は、令和2年度~令和5年度の4年間、計画期間が重複しているが、事実上、令和2年度以降は第1次基本計画から第2次基本計画に移行し、第2次基本計画が実施されるという進め方になっている。この点で、第2次基本計画は第1次基本計画の中間見直しあるいは修正版の性格が強い。ただし、両計画を比較してみると、政策の9つの柱はほぼ同じだが、政策の下に置かれている基本施策は32から29に減少している。また、政策や施策の名称変更、施策の統廃合、成果指標の入れ替え等も相当数行われている。

そうすると、第1次基本計画にはあったが第2次基本計画ではなくなっている項目(あるいはその反対に、第1次基本計画にはなかったが第2次基本計画から新たに登場した項目)の扱いはどうなるのか。この点の処理が曖昧なので、次年度以降の施策評価のためにその明確化を求めたい。

1例を挙げると、今年度評価対象とした基本施策「環境の保全」の展開方向1「環境保全型のまちづくり」における成果指標「環境に配慮した取組を行っ

ている市民の割合」(以下「成果指標 1」という)は、第 1 次基本計画には掲げられていたが、第 2 次基本計画では外されている。このことは、令和 2 年度以降、成果指標 1 をもはや重視しないというメッセージだと受け取れるが、第 2 次基本計画実施期間に入っても成果指標 1 の重要性はいささかも変わらぬはずであり、今後も成果指標 1 の目標値を達成するための努力を継続すべきであろう。しかし、現状ではその努力を確認する方法が不明確であるので、改善に向けて検討を行っていただきたい。

一方、第 2 次基本計画から新たな成果指標として「国立市域の温室効果ガス排出削減割合」(以下「成果指標 2」という)という項目が採用された。次年度以降、施策シートには第 2 次基本計画に基づく指標やデータが記載されるが、成果指標 2 のような新項目が、まだ成果指標ではなかった第 1 次基本計画実施期間中(平成 28(2016)年度～令和元年(2019)年度)にどのような実績値を示していたかを追跡しておいた方がよいと思われる。

以上要するに、第 1 次基本計画と第 2 次基本計画の継続性をもっと重視するためにきめ細かい対応をお願いしたい。そしてそれを施策シートに反映させていただきたい。第 1 次基本計画であれ第 2 次基本計画であれ、取り上げられたすべての成果指標について目配りを怠らず、可能な限り、第 1 次基本計画開始時から今日までのデータを幅広く提供していただきたい。

【市の考え方】

当市基本計画は 4 年ごとに見直しを行うこととしており、その際は社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確に対応するため、必要に応じて施策の組替や各種指標の見直しも行っております。第 2 次基本計画の策定においても、施策評価の有効性を高めるため、各施策の進捗をより適切に評価できる成果指標に変更したのもございます。

第 1 次基本計画から削除した指標については、基本計画の成果指標ではなくなったとはいえ施策の推進上重要なものであるため、各担当課におい

て引き続きその推移を把握し、施策等評価委員会においては情報提供させていただきます。

また、第2次基本計画で新たに成果指標として採用したものについては、第1次基本計画期間中の推移についてもマネジメントシートに明記いたします。

なお、現行の第2次基本計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに生じた課題への対応等を反映すべく、現在計画の修正作業を行っております。原則として施策体系レベルの大きな変更は行わない予定ですが、社会情勢の変化等に適切に対応できるよう柔軟な見直しを図ってまいります。

2) 他自治体との成果実績値の比較

施策統括課は、施策シートの「4. 施策の成果実績値に対する評価」欄において、他自治体との比較をして自己評価をしているが、具体的にどの自治体と比較しているのかは明記されていなかった。ただし、基本施策「環境の保全」だけは、事前質問への回答において、自己評価するに当たって「国立市の類似団体である狛江市」と比較したことがわかった。しかし、市の人口と産業構造に基づいて類型区分される「類似団体」概念を用いるのであれば、狛江市は国立市の類似団体ではなく、狛江市を比較対象に選んだ理由が曖昧になる。東京都の一般市で類似団体として国立市と同じグループに属するのは、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市、あきる野市である。

次年度以降、施策統括課が施策を自己評価する際に比較対象に選んだ他自治体名及び選んだ理由を明記していただきたい。

【市の考え方】

施策マネジメントシートの当該項目については、比較対象及びその選定理由等を明確に記載するよう努め、改善を図ってまいります。

3) 施策統括課による施策の総合評価

施策シートの「6. ○○年度の評価結果」の「(2) 施策の○○年度における総合評価」欄には「成果実績数値の評価 (A～E) に、定性的要素を加味した評価」との説明が付いているが、「定性的要素」の具体的内容が明示されていない。次年度以降は明示していただきたい。

【市の考え方】

施策評価においては、成果指標等の定量的な要素だけでなく、定性的な実績も含め総合的に評価する必要があります。定性的要素については、主に施策マネジメントシートにおける「6 ○○年度の評価結果」「(1) 施策の全体総括」欄等で示しておりますが、ご指摘を踏まえわかりやすい表記となるよう検討いたします。

(3) 「事務事業マネジメントシート」と「事務報告書」の関係について

事務事業を評価する際の参考資料が標記2つの資料である。「事務事業マネジメントシート」(以下「事業シート」という)では事務事業の概要や事務事業コストの大きさを知ることができ、事務報告書では具体的な事業項目や主な事業項目ごとのコストの内訳を知ることができるので、両者は補完関係にある。

ところが、個別の事務事業を見ていくと、両者の関係が必ずしも明確でないケースがある。今年度の評価対象事務事業の中から1例を挙げると「文化財保護・活用事業」(事業シート)と「文化財調査・活用に係る事業」(事務報告書)の関係がこのケースに当てはまる。事業費の総額、支出の内訳いずれについても事業シートと事務報告書の対応関係がよくわからなかったので事前質問したところ、事務報告書の「文化財調査・活用に係る事業」は事業シートの「文化財保護・活用事業」と「文化財調査事業」の両方を含んでいるという説明を受けた。しかし、今年度の評価対象ではない「文化財調査事業」の事業シートは委員の手許になく、同事業の事業費の内訳はわからない。そのため

「文化財保護・活用事業」の事業費の内訳を事務報告書で確認することはできない。つまり、事業シートの事務事業と事務報告書の事務事業は、1対1の対応関係になっていないケースがあり得るのである。しかし、これでは2つの資料が事業評価のための参考資料として果たすべき役割が減殺される。

また、事務報告書において事業費は、地方自治法施行規則第15条の規定に基づいた節別区分によりその内訳が表記されているが、事業シートにおける事業費の表記は「事務事業コストの推移」記載要領（政策経営課作成）に従ってなされている。このように事業費の分類基準が異なるため、事業シートの事業費項目と事務報告書の事業費項目との対応関係がわかりにくくなっている。

以上の点を踏まえ、事業シートと事務報告書が施策・事務事業評価のためのより有益な参考資料となるよう、次年度以降、さらなる工夫をしていただきたい。

【市の考え方】

ご指摘のとおり、事務事業マネジメントシートは行政評価上の区分、事務報告書は予算事務事業単位での区分となっており、両者の間では事業の単位が必ずしも1対1対応になっておりません。それぞれについては年度間の継続性を担保する必要性もあり、次年度より構成を大きく改善することは困難と思われませんが、施策等評価委員会に資料としてお示しする際は両者の対応がわかるかたちで資料提出するように努めてまいります。